

令和7年度岩手県商工観光振興資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に対し、事業活動に必要な資金の貸付を行うことにより、県内中小企業の振興を図るとともに、県内産業の成長を推進することを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者とする。

第4 貸付の条件

1 資金の使途

設備資金及び運転資金とする。また、設備整備と同時期に行われる土地取得に要する資金を含むものとする。

2 貸付限度額

設備資金 1企業につき1億円以内とする。

運転資金 1企業につき5,000万円以内とする。

ただし、設備、運転併用の場合は、1企業につき1億円以内とする。

3 貸付期間

設備資金 15年以内（危機関連保証を利用した場合は10年以内）とする。ただし、2年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。

4 貸付利率

（1）貸出時点の利率は、貸付期間に応じ、次のとおりとする。

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付の場合を除く）。

貸付期間 3年以内 年2.3%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.5%以内

貸付期間 10年超15年以内 年2.7%以内

（2）信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで及び同項第6号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、（1）に掲げる貸付利率から年0.1%を減じた率とする。

5 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

(1) 直近決算における貸借対照表を作成している場合

ア 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

イ 有担保の場合は、アに掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(2) 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

ア 無担保の場合は、年0.95%とする。

イ 有担保の場合は、アに掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(3) 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、第5号、第7号及び第8号にあつては年0.6%、それ以外にあつては年0.7%とする。

(4) 信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は、年0.6%とする。

(5) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1)から(4)までに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

(6) 「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度要綱に基づき認証を受けた企業、いわて女性活躍企業認定制度要綱に基づき認定を受けた企業及びいわて働き方改革推進運動参加事業所並びに「消防団協力事業所表示制度」により総務省消防庁又は市町村から認定を受けた企業の場合は、岩手県信用保証協会が別に定める方法により、(1)及び(2)に掲げる保証料率から年0.05%を減じた率とする。

7 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第5 申込手続

貸付を受けようとする者は、取扱金融機関に、その所定の手続により申し込むものとする。

第6 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第7 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続により貸付を受けるものとする。

第8 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告するものとする。

第9 期中支援

- 1 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第5項第5号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が1,250万円以下であるとき、又は貸付期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付したものは、この限りでない。
- 2 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和2年4月1日から令和3年1月31日までの期間（信用保険法第2条第6項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）、又は保証期間が1年以内であるときは、この限りではない。
- 3 取扱金融機関が前各号に定める報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときに、その理由を記載した書面を提出するものとする。

第10 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、別に定める「商工観光振興資金金融機関提案枠取扱要領」に基づき、県が認めた貸付の条件等により、貸付を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合